優良基準

優良基準は、次のとおりとなっている。

	基　準	概　　要
1	遵法性	従前の産業廃棄物処理業の有効期間において特定不利益処分を受けていないこと。
2	事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
3	環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション 21 等の認証制度による認証を受けていること。
4	電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
5	財務体質の健全性	・直前 3 年の各事業年度における貸借対照表上の自己資本比率が 0 以上であること。 ・次のいずれかの基準に該当すること ①前事業年度における営業利益金額に減価償却費の額を加えて得た金額が 0 を超えること。 ②直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 1 割以上であること。 ・直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が 0 を超えること。 ・産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。